

介護予防・日常生活支援総合事業の
効果的な実施手法の検討ワーキング運営支援業務
委託仕様書

川崎市

1 委託事業名

介護予防・日常生活支援総合事業の効果的な実施手法の検討ワーキング運営支援業務

2 目的

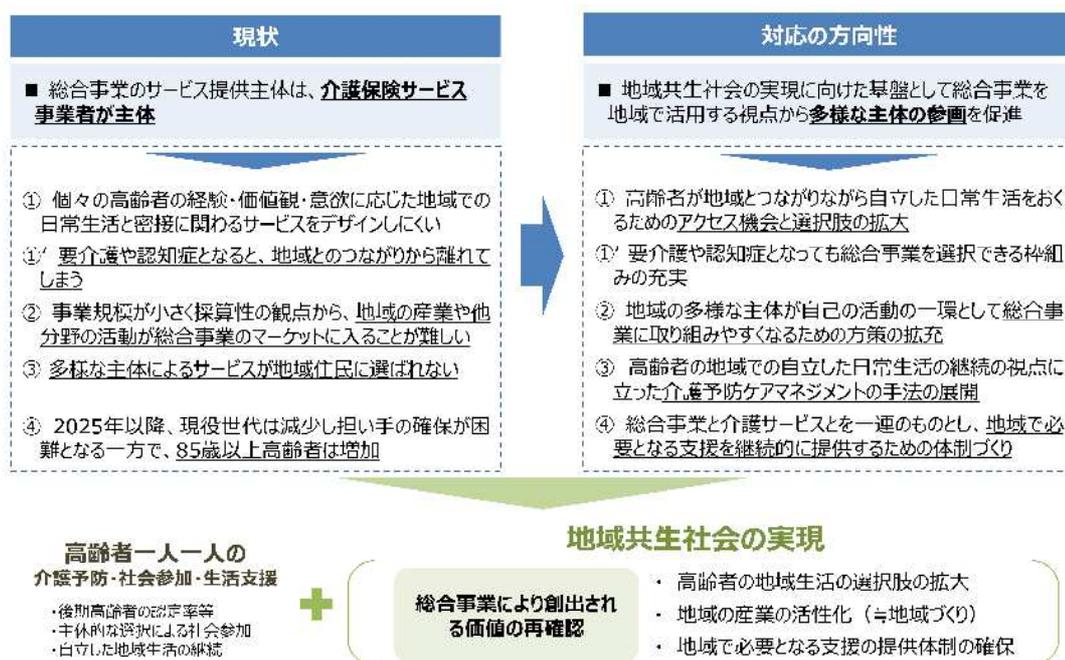
第9期川崎市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画では、高齢者人口がピークを迎えるとともに、85歳以上の人口が急激に増加し始める「2040年への備え」として、計画期間中に取組を具体化すべき重点事項として、次の5点を定めている。

《第9期計画で推進する重点事項》

- | | |
|-----------------|-------------|
| ①自立支援・重度化防止の推進 | ④認知症施策の強化 |
| ②個別支援の充実と地域力の向上 | ⑤介護人材の確保・定着 |
| ③ニーズに応じた介護基盤の整備 | |

重点事項①②に関しては、主に要支援高齢者を対象とした介護予防の取組強化を目的に、「介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業）」の充実・強化を図ることとしている。

また、国においても、第9期計画期間を通じて総合事業の充実のための取組を集中的に進めることとしており、令和5年12月に「介護予防・日常生活支援総合事業の充実に向けた検討会における議論の中間整理」を取りまとめ、次のように総合事業の充実のための対応の方向性を示したところである。



これらを踏まえ、本市の総合事業の充実に向けた対応を具体化するため、庁内関係職員で構成される「介護予防・日常生活支援総合事業の効果的な実施手法の検討ワーキング（以下「検討ワーキング）」を設置する。

本業務においては、検討ワーキングでの議論に向けて、本市の総合事業の実施状況の整理や事業を取り巻く周辺環境の調査、先進事例等の情報収集・分析、検討ワーキングにおける検討事項の企画提案、資料作成、報告書作成、議事録作成など、主に検討ワーキングをより効果的に運営していくための支援を目的とする。

3 履行期間

令和6年9月13日から令和9年3月31日とする。

4 履行場所

川崎市川崎区宮本町1番地 本庁舎12階
川崎市健康福祉局地域包括ケア推進室 他

5 業務の内容

本委託業務の業務内容は次のとおりとする。

- (1) 本市の介護予防・生活支援サービス等の実施状況の把握
- (2) 検討ワーキングの進め方等に係る企画提案
受託者は、検討ワーキングの一連の進め方の企画提案、成果物のイメージ、スケジュールを記載した業務計画書を作成し、委託者が指定する期日までに提出し、承認を得ること。
- (3) 検討ワーキング資料の作成及び作成支援
各回の検討ワーキングに向けて、論点を整理し、資料の作成支援を行うこと。
- (4) 検討ワーキングの運営支援
検討ワーキングに出席し、議事録（議事の概要がわかるもの）を作成する。検討ワーキングの開催は、月1回程度とする。また、必要に応じて外部有識者・実践者・先進自治体等のゲストスピーカーを招聘する。
- (5) 中間報告書の作成
令和8年4月以降の次期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定作業に向け、令和8年2月上旬に予定されている川崎市地域包括支援センター運営協議会において、次期計画における課題・論点を提示する予定であるため、委託者と協議のうえで、検討ワーキングの中間報告書の作成を行うこと。
- (6) 報告書の作成
委託者が指定する期日までに、各年度の検討ワーキングでの検討内容をとりまとめた報告書を作成し、提出すること。
- (7) 打ち合わせ
(1)～(6)の各種検討及び作業状況の報告等のため、概ね月1回程度、担当部署との打ち合わせを行う。

7 成果物

報告書（15部）、報告書・作成資料のデータファイル一式

8 その他

- (1) 成果物のイラスト・図表等の内容は、川崎市が著作権を有する。
- (2) 報告書作成時に、校正は3回以上行うこと。
- (3) 本業務の履行にあたり、本仕様書に定めのない事項は、本市と受託者で協議の上、決定するものとする。